

随意契約理由書

1 業 務 名	新港・灘浜航路工区鋼斜張橋工事の海上施工に関わる航行安全対策検討業務
2 業 者 名	(公社) 神戸海難防止研究会
3 随意契約理由	本業務は、大阪湾岸道路西伸部 新港・灘浜航路工区鋼斜張橋工事を対象に、海上施工に伴う周辺航行船舶の航行安全対策を検討するものである。また、神戸港の気象・海象及び通航船舶の状況を調査し把握したうえで、神戸港における過去工事の航行安全対策等を踏まえて実施する。 なお、検討は新港航路、灘浜航路及び周辺の海域を航行する船舶への影響を踏まえて行い、海事関係者からなる委員会を組織して工事实施に係る航行安全対策の合意形成を図るものである。 したがって、本業務を行うにあたっては、 ① 神戸港の港湾計画及び周辺環境を十分に熟知し、気象、海象及び通行船舶の状況を分析するノウハウを有していること ② 神戸港における過去の海上施工工事における航行安全対策の検討実績を有していること ③ 神戸港における海事関係者を委員とする委員会の組織及び運営等の実績を有し、その審議内容を把握した上で合理的な検討及び海事関係者の合意形成が図れること が求められる要件となる。 公益社団法人 神戸海難防止研究会（以下、「当該公益法人」という。）は、 ① 「大阪湾岸道路(神戸港地区)検討委員会」（平成2 年～平成6 年）に係る検討等で、神戸港の港湾計画及び周辺環境を十分に把握し、気象、海象及び通行船舶の状況の分析を実施している。 ② 「神戸港整備事業に伴う船舶航行安全対策検討業務」（令和5 年度 近畿地方整備局 神戸港湾事務所 発注）にて、神戸港における海上工事に係る航行安全対策の実績を有している。 ③ 「大阪湾岸道路(神戸港地区)検討委員会」（平成2 年～平成6 年）をはじめとして、新港航路及び灘浜航路周辺の工事における合理的な航行安全対策の検討を実施するために委員会を組織し、海事関係者の合意形成を図った実績を有している。 ことから手戻りなく効率的な業務遂行のためには、当該公益法人が有する知識・経験及び委員会の組織・運営のノウハウが不可欠である。 本業務に求められる要件を有している者として当該公益法人を特定して、当該公益法人以外の参加者の有無を確認する公募手続を実施したところ、応募者は無かった。よって、当該公益法人は、上記要件を具備する唯一の者であると認められる。 以上より、本業務は阪神高速道路株式会社契約規程第2 条第二号に該当するものとして、当該公益法人と随意契約するものである。
阪神高速道路株式会社契約規程第2 条第二号の規定による。	